**相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書**

令和　　年　　月　　日

土庄町長　様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、相続による所有権移転登記が完了するまでの固定資産現所有者を、地方税法第384条の3及び土庄町税条例第74条の3の規定により申告します。

**（固定資産課税台帳に登録されている所有者）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被相続人（亡くなられた方） | （住所） | （フリガナ） |
|  | （氏名又は名称） |
| （死亡年月日） |  |
| 令和　　　年　　　月　　　日 |  |

**（納税通知書等を受領する代表者）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **相続人の代表者** | 住所 | 〒　　　　- |
|  |
| フリガナ |  |
| 氏名又は名称 |  |
|  |  |
|  | 個人番号又は法人番号（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日 | 明･大･昭･平･令　　　年　　　月　　　日 |
| 電話番号 | 　　　　　－　　　　　－　　　　 |
| 被相続人との関係 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| その他の相続人 | 住所 | 氏名 | 被相続人との関係 |
|  |  |  |
| 個人番号又は法人番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |
| 個人番号又は法人番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  |  |
| 個人番号又は法人番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |

【注意事項】

１ 現所有者とは、所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者のことです。納税義務は相続人全員に生じます。

２ この書類の提出後に土地及び家屋の所有権移転登記が完了した場合は、この書類の効力は消滅し、翌年度からは登記上の新たな所有者に納税通知書を送付します。

３ この書類により、相続が確定するものではありません。また、土地及び家屋の登記情報を変更するものではありません。

土庄町税務課　固定資産税担当　0879-62-7001

税務課確認欄　　　税　　　　介　護　　　後　期　【(使用者課税)様式3】